

○ 労働金庫法施行規則（昭和五十七年三月三十一日大蔵省・労働省令第一号）

改正案	現行
（定款の変更等の認可を要しない場合） 第二条 法第三十三条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 イ 法第五十八条第二項第十号又は第五十八条の二第一項第八号の規定により行う国債、地方債又は政府保証債（以下「国債等」という。）の募集の取扱い ロ 法第五十八条第二項第二十号若しくは第二十一号又は法第五十八条の二第一項第十八号若しくは第十九号の規定により行う有価証券店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理 ハ 法第五十八条第七項又は法第五十八条の二第三項の規定により行う不特定かつ多数の者を相手方とする証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務 ニ 法第五十八条第八項又は法第五十八条の二第四項の規定により行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務	（定款の変更等の認可を要しない場合） 第二条 法第三十三条に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一 次に掲げる事項に係る定款及び業務の種類又は方法の変更をする場合 イ 法第五十八条第九項又は法第五十八条の二第六項の規定による認可を受けて行う国債、地方債又は政府保証債（以下「国債等」という。）の募集の取扱い ロ 法第五十八条第十項又は法第五十八条の二第七項の規定による認可を受けて行う有価証券店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理 ハ 法第五十八条第十一項又は法第五十八条の二第八項の規定による認可を受けて行う証券取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第六十五条第二項各号（金融機関の証券業務の特例）に掲げる有価証券又は取引について、同項各号に定める行為を行う業務 ニ 法第五十八条第十二項又は法第五十八条の二第九項の規定による認可を受けて行う金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（昭和十八年法律第四十三号）第一条第一項に規定する信託業務

ホト (略)

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ (略)

ロ 法第九十四条第二項及び令第七条において読み替えられた法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。第十九条の七第四号を除き、以下「銀行法」という。）第三十七条第一項の規定による認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

ハ (略)

三・四 (略)

(労働金庫の付随業務)

第五条の二 法第五十八条第二項第七号に規定する債務の保証又は手形の引受で内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 法第五十八条第二項第十三号に掲げる業務に付随して行う債務の保証（金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものに限る。）

五 七 (略)

2 6 (略)

(削る)

業務

ホト (略)

二 次に掲げる事項に係る定款の変更をする場合

イ (略)

ロ 法第九十四条第二項及び令第七条において読み替えられた法第九十四条第一項において準用する銀行法（昭和五十六年法律第五十九号。以下「銀行法」という。）第三十七条第一項の規定による認可を受けた総会の決議に係る金庫の事業の一部の廃止

ハ (略)

三・四 (略)

(労働金庫の付随業務)

第五条の二 法第五十八条第二項第七号に規定する債務の保証又は手形の引受で内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 法第五十八条第二項第十三号に掲げる業務に付随して行う債務の保証

五 七 (略)

2 6 (略)

(国債等の募集の取扱い業務等の認可の申請等)

第五条の三 金庫は、法第五十八条第九項若しくは法第五十八条の二第六項の規定による国債等の募集の取扱い業務の認可又は法第五十

(削る)

八条第十一項若しくは法第五十八条の二第八項の規定による有価証券に係る引受け、募集若しくは売出しの取扱い、売買その他の業務の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する総会又は理事会の議事録

三 当該業務の内容及び方法を記載した書類

四 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書類

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請をした金庫の経営管理に係る体制等に照らし、当該申請に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができるかどうかを審査するものとする。

(信託業務の認可の申請等)

第五条の四 金庫は、法第五十八条第十二項又は法第五十八条の二第九項の規定による金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項に規定する信託業務（以下「信託業務」という。）の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する総会又は理事会の議事録

(削る)

三 当該業務の種類及び方法を記載した書類

四 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書類

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請をした金庫の経営管理に係る体制等に照らし、当該申請に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができるかどうかを審査するものとする。

〔有価証券店頭デリバティブ取引等の業務の認可の申請等〕

第五条の五 金庫は、法第五十八条第十項又は法第五十八条の二第七項の規定による有価証券店頭デリバティブ取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理の業務の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する総会又は理事会の議事録

三 当該業務の種類及び方法を記載した書類

四 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書類

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請をした金庫の経営管理に係る体制等に照らし、当該申請に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができるかどうかを審査するものとする。

(労働金庫連合会の付随業務)

第五条の三 法第五十八条の二第一項第五号に規定する債務の保証又は手形の引受けて内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証(金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものを除く。)

四・六 (略)

2・5 (略)

(削る)

(労働金庫連合会の付随業務)

第五条の六 法第五十八条の二第一項第五号に規定する債務の保証又は手形の引受けて内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 法第五十八条の二第一項第十一号に掲げる業務に付随して行う債務の保証

四・六 (略)

2・6 (略)

(連合会の債券の募集又は管理の受託業務等の認可の申請等)

第六条の二 連合会は、法第五十八条の二第十項の規定による地方債若しくは社債その他の債券の募集若しくは管理の受託又は担保付社債信託業務の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 認可を受ける事項が総会又は理事会の決議を要するものである場合には、これに関する総会又は理事会の議事録

三 当該業務の種類及び方法を記載した書類

四 その他金融庁長官及び厚生労働大臣が必要と認める事項を記載した書類

2 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による認可の申請があつたときは、当該申請をした連合会の経営管理に係る体制等に照

(金庫の子会社の範囲等)

第六条の二 (略)

2 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一 金庫の業務(第一号の三に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の二 銀行、長期信用銀行、信用金庫又は信用協同組合(これらの法人をもつて組織する連合会を含む。)、農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合、水産加工業協同組合連合会又は農林中央金庫の業務(預金又は定期積金若しくは貯金の受入れ、資金の貸付け、為替取引又は法第五十八条第二項若しくは第五十八条の二第一項に規定する業務に限る。)の代理又は媒介

一の三・一の四 (略)

一の五 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号まで(金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律

らし、当該申請に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができるかどうかを審査するものとする。

(金庫の子会社の範囲等)

第六条の三 (略)

2 法第五十八条の三第一項第一号ロ又は第五十八条の五第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるもの(労働金庫にあつては、第十九号から第三十七号まで及び当該各号に掲げる業務に準ずるものとして第三十八号に基づき定められた業務並びに附帯する業務を除く。)とする。

一 金庫の業務(次号に掲げる業務を除く。)の代理(当該代理を行う会社を子会社とする金庫のために行うものに限る。)

(新設)

一の二・一の三 (略)

(新設)

施行規則第三条第三号から第五号までに掲げる業務を除く。）に掲げる業務を受託する契約の締結の代理又は媒介

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの

（第一号及び第一号の二に掲げる業務を除く。）

三〇三十九 （略）

（削る）

3〇9 （略）

（法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第六条の六 法第五十八条の四第二項（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇十

十一 前各号のほか、やむを得ない事由があるとしてあらかじめ金

融庁長官及び厚生労働大臣の承認を受けた場合

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。

一 理由書

二 金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によつてする金銭の交付又は当該方法によつてする金銭の授受の媒介を含む。）であつて業として行うもの

三〇三十九 （略）

3 前項第一号に掲げる業務を営む会社は、当該業務及びそれに附帯する業務のほか他の業務を営まない場合に限り、子会社対象会社とする。

4〇10

（法第五十八条の四第一項の規定等が適用されないこととなる事由）

第六条の六 法第五十八条の四第二項（法第五十八条の六第三項において準用する場合を含む。）に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

一〇十 （略）

（新設）

（新設）

二 当該承認に係る国内の会社の名称及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分方法に関する方針を記載した書類

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

3 金融庁長官及び厚生労働大臣は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が第二項により基準議決権数を超えて議決権を所有し、または保有することについてやむを得ないと認められる理由があるかどうか及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

(証券専門会社等の業務)

第六条の八 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 第六条の二第二項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として金庫又はその子会社の営む業務のために営むもの

二 第六条の二第三項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五

(新設)

(証券専門会社等の業務)

第六条の九 法第五十八条の五第一項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第一項各号及び同条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 第六条の三第一項各号(第二十三号を除く。)に掲げる業務であつて、金融庁長官及び厚生労働大臣が定める基準により主として金庫又はその子会社の営む業務のために営むもの

二 第六条の三第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五

第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第六条の二第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第五十八条の五第一項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 第六条の二第三項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第六条の二第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

(証券関連専門業務等)

第六条の九 法第五十八条の五第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第六条の二第三項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二 (略)

三 第六条の二第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

2 法第五十八条の五第二項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第六条の三第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

2 法第五十八条の五第一項第三号に規定する主務省令で定める業務は、証券取引法第三十四条第二項第一号から第九号までに掲げる業務のほか、次に掲げるものとする。

一 三 (略)

四 第六条の三第二項各号に掲げる業務。ただし、同項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務については、法第五十八条の五第二項第七号に規定する保険子会社等を有する場合に限り、第六条の三第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務については法第五十八条の五第二項第八号に規定する信託子会社等を有する場合に限る。

(証券関連専門業務等)

第六条の十 法第五十八条の五第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第六条の三第二項第十九号から第二十三号までに掲げる業務

二 (略)

三 第六条の三第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの

2 法第五十八条の五第二項第四号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 第六条の二第三項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務 二 (略) 三 第六条の二第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの 3 法第五十八条の五第二項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 第六条の二第三項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務 二 (略) 三 第六条の二第三項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの 4 5 6 (略) (子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの) 第六条の十 法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。 一 第六条の二第三項第一号から第十八号の三までに掲げる業務 二 第六条の二第三項第三十八号に掲げる業務 (第六条の九第一項第二号及び第二項第二号に掲げる業務を除く。) 三 第六条の二第三項第三十九号に掲げる業務 (第六条の九第一項第三号及び第二項第三号に掲げる業務を除く。) (合併の認可の申請等) 第七条 金庫は、法第六十二条第三項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。	一 第六条の三第二項第二十四号から第三十四号までに掲げる業務 二 (略) 三 第六条の三第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの 3 法第五十八条の五第二項第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。 一 第六条の三第二項第三十五号から第三十七号までに掲げる業務 二 (略) 三 第六条の三第二項第三十九号に掲げる業務のうち、前二号に掲げる業務に附帯する業務に係るもの 4 5 6 (略) (子会社対象会社のうち認可対象会社から除かれるもの) 第六条の十の二 法第五十八条の五第三項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる業務を専ら営む会社とする。 一 第六条の三第二項第一号から第十八号の三までに掲げる業務 二 第六条の三第二項第三十八号に掲げる業務 (第六条の十第一項第二号及び第二項第二号に掲げる業務を除く。) 三 第六条の三第二項第三十九号に掲げる業務 (第六条の十第一項第三号及び第二項第三号に掲げる業務を除く。) (合併の認可の申請等) 第七条 金庫は、法第六十二条第三項の規定による合併の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣に提出しなければならない。
--	--

一〇五の三 (略)

六 合併後存続する金庫又は合併により設立される金庫の定款、業務方法書、事業計画書、会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置及び当該金庫を所屬労働金庫とする労働金庫代理業者の当該金庫のために労働金庫代理業の業務を行う営業所又は事務所の設置の状況を記載した書類並びに合併後における収支及び単体自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第十六条の二第一項第三号において同じ。）の見込みを記載した書類

七〇十一 (略)

2 (略)

(届出事項)

第十条 法第九十一条第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇八 (略)

九 労働金庫代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（委託した労働金庫代理業を再委託することについて許諾を行つた場合を含む。）

九の二 法第五十八条第二項及び第五十八条の二第一項に規定する業務を受託する契約の締結の代理又は媒介を委託する旨の契約を締結し、又は当該契約を終了した場合（前号に掲げる場合を除く。）

十 法第五十八条第二項第七号から第十七号まで又は第五十八条の

一〇五の三 (略)

六 合併後存続する金庫又は合併により設立される金庫の定款、業務方法書、事業計画書、会員数並びに出資の総口数及び総額を記載した書類、役員の履歴書並びに事務所の位置及び代理店（金庫の委任を受けて、当該金庫のために、金庫の業務の全部又は一部の代理をするものをいう。以下同じ。）の設置の状況を記載した書類並びに合併後における収支及び単体自己資本比率（銀行法第十四条の二第一号に規定する基準に係る算式により得られる比率をいう。第十六条の二第一項第三号において同じ。）の見込みを記載した書類

七〇十一 (略)

2 (略)

(届出事項)

第十条 法第九十一条第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一〇八 (略)

九 代理店（当該代理店の支店を含む。）を設置し、又は廃止しようとする場合

(新設)

十 法第五十八条第二項第七号から第十七号まで又は第五十八条の

二第一項第五号から第十五号までに規定する業務（金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合

十一 第六条の三第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第九十一条第一項第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされているものを除く。）を子会社とした場合

十二 （略）

十三 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所的位置を変更し、合併し、又は業務の全部を廃止した場合（法第九十一条第一項第三号に掲げる場合を除く。）

十四 金庫又はその子会社が、第六条の五各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十五・十六 （略）

十七 第十二条の四又は第十二条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（子会社を除く。次号及び第十九号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

十八・二十二 （略）

二第一項第五号から第十五号までに規定する業務（金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定めるものを除く。）の全部若しくは一部のみを行う施設若しくは設備（代理契約に基づき、当該契約の相手方が当該業務に係る代理業務を営むものを含む。）の設置、位置の変更若しくは廃止又は当該施設若しくは設備において行う業務の内容の変更をした場合

十一 第六条の四第一項各号に掲げる事由により他の会社（法第九十一条第二号の規定により子会社とすることについて同号の届出をしなければならないとされているものを除く。）を子会社とした場合

十二 （略）

十三 その子会社が名称、本店若しくは主たる営業所若しくは事務所的位置を変更し、合併し、解散し、又は業務の全部を廃止することとなった場合（法第九十一条第三号に掲げる場合を除く。）

十四 金庫又はその子会社が、第六条の六各号に掲げる事由により、国内の会社の議決権を合算してその基準議決権数を超えて取得し、又は保有した場合

十五・十六 （略）

十七 第十二条の四又は第十二条の十二各号に掲げる者のいずれかに該当する者（次号及び第十九号において「特殊関係者」という。）を新たに有することとなった場合

十八・二十二 （略）

二十三 金庫、その子会社又は業務の委託先（第六項において「金庫等」という。）において不承事件が発生したことを知った場合 二十四・二十五 （略）	二十三 金庫又はその子会社（第五項において「金庫等」という。）において不承事件が発生したことを知った場合 二十四・二十五 （略）
2 法第九十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。	2 （新設）
一 定款又はこれに準ずる定めを変更した場合 二 労働金庫代理業に係る委託契約又は再委託契約書を変更した場合	
三 銀行法第五十二条の五十一第一項の規定に基づき同項に規定する書類について、縦覧を開始した場合	
四 労働金庫代理業に関する不祥事件が発生したことを知った場合	
3 金庫又は労働金庫代理業者は、法第九十一条第一項又は第二項の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる書類）を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。	2 金庫は、法第九十一条の規定による届出をしようとするときは、届出書に理由書その他参考となるべき事項を記載した書類（次の各号に掲げる場合にあっては、当該各号に掲げる書類）を添付して金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出しなければならない。
一 第一項第八号から第九号までに掲げる場合 次に掲げる書類	一 前項第八号又は第九号に掲げる場合 次に掲げる書類
イ （略） ロ 契約を締結した場合には、委託契約書の写し	イ （略） ロ 代理店を設置する場合には、代理業務を行う施設の位置その他の金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項を記載した代理店契約書の案
ハ （略）	ハ （略）
二 第一項第二十四号に掲げる場合 同号に規定する書類	二 前項第二十四号に掲げる場合 同号に規定する書類

三 第一項第二十五号に掲げる場合 法第三十九条第一項に規定する業務報告書及び附属明細書	三 前項第二十五号に掲げる場合 法第三十九条第一項に規定する業務報告書及び附属明細書
四 前項第二号に掲げる場合 変更後の委託契約書の写し	(新設)
4 法第三十四条第六項の規定は、第一項第十四号から第十六号まで及び第十九号に規定する議決権について準用する。	3 法第三十四条第六項の規定は、第一項第十四号から第十六号まで及び第十九号に規定する議決権について準用する。
5 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。	4 次に掲げる届出は、半期ごとに一括して行うことができる。
一 法第九十一条第一項第五号に規定する届出	一 法第九十一条第五号に規定する届出
二 第一項第六号又は第十号に規定する届出	二 第一項第六号又は第十号に規定する届出
6 第一項第二十三号及び第二項第四号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員若しくは職員又は労働金庫代理業者の役員若しくは従業員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。	5 第一項第二十三号に規定する不祥事件とは、金庫等の役員又は職員が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。
一 金庫の業務又は労働金庫代理業者の労働金庫代理業の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為	一 金庫の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為
二・三 (略)	二・三 (略)
四 その他金庫の業務又は労働金庫代理業者の労働金庫代理業の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの	四 その他金庫の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であつて前各号に掲げる行為に準ずるもの
7 第一項第二十三号及び第二項第四号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を知った日から三十日以内に行われなければならない。	6 第一項第二十三号に該当するときの届出は、不祥事件の発生を知った日から三十日以内に行われなければならない。
(削る)	(代理店の業務の適切性等を確保するための措置) 第十一條の二の二 銀行法第八條第三項に規定する金庫が代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措

置は、次に掲げる基準を満たすために必要なものとする。

一 当該代理店の事務所において必要な犯罪防止措置が講じられ、かつ、当該代理店の顧客の情報の管理が適切に行われること。

二 当該代理店において、代理業務に係る財産と代理店の固有の財産とが分別して管理されること。

三 代理業務を委任する金庫の名称、代理店であることを示す文字及び当該代理店の名称を店頭に掲示すること。

四 当該代理店において行う業務が、労働金庫である場合に於ては法第五十八条第一項各号、第二項第一号から第六号まで及び第四項に掲げる業務、連合会である場合に於ては法第五十八条第一項各号及び第五十八条の二第一項第一号から第四号までに掲げる業務その他顧客の利便に照らし必要なものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が定める業務であること。

五 代理店になろうとする者が個人である場合には、当該個人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 金庫の業務に関する十分な知識及び経験を有し、かつ、社会的信用を有する者であること。

ロ 代理業務に専念できる者であること。

ハ 十分な財産的基礎を有していること。

六 代理店になろうとする者が法人である場合には、当該法人が次に掲げるすべての要件を満たすこと。

イ 代理業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識及び経験を有する人材を確保していること。

(預金の受払事務の委託等)

第十一条の五の三 金庫は、現金自動支払機等による預金又は資金の貸付けの業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための確な措置及び顧客が当該金庫と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(委託業務の的確な遂行を確保するための措置)

第十一条の五の七 金庫は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置

二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的、又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要

ロ 代理業務を委任する金庫が発行済株式の総数又は出資の総額を所有する法人であること。

ハ 代理業務を専ら営む法人であること。

七 金庫が当該代理店の業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。

(預金の受払事務の委託)

第十一条の五の三 金庫は、現金自動支払機等による預金に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、当該事務に支障を及ぼすことがないよう現金自動支払機等の管理業務に経験を有するものとして金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める者に委託するとともに、顧客に関する情報が漏洩しないための確な措置及び顧客が当該金庫と当該委託を受けた者その他の者を誤認することを防止するための適切な措置を講じなければならない。

(新設)

かつ適切な監督等を行うための措置

三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 金庫の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等必要な措置を講ずるための措置

(内部規則等)

第十一条の六 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに犯罪防止措置を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(顧客の保護に欠けるおそれのないもの)

第十六条の十一の二 銀行法第十三条の三第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、金庫が不当に取引を行うことを条件とするものではない

(内部規則等)

第十一条の六 金庫は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。）に関する内部規則等（内部規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

(新設)

ものとする。

（金庫の業務に係る禁止行為）

第十六条の十一の三 銀行法第十三条の三第四号に規定する内閣府令

・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二 顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為（銀行法第十三条の三第三号に掲げる行為を除く。）

三 顧客に対し、金庫としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

（休日の承認の申請等）

第十三条 （略）

2 金融庁長官及び厚生労働大臣等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 （略）

二 当該申請に係る事務所の会員その他の顧客の利便を著しく損なわないこと。

三 （略）

（業務取扱時間）

（新設）

（休日の承認の申請等）

第十三条 （略）

2 金融庁長官及び厚生労働大臣等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 （略）

二 当該申請に係る事務所（代理店の事務所を含む。以下この条において同じ。）の会員その他の顧客の利便を著しく損なわないこと。

三 （略）

（業務取扱時間）

第十四条 金庫の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 (略)

3 金庫は、その事務所が次のいずれかに該当する場合（前項に該当する場合を除く。）は、当該事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。

一 当該事務所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する業務取扱時間とは異なる業務取扱時間とする必要がある場合

二 当該事務所の顧客の利便を著しく損なわないこと。

三 当該事務所が当座預金業務を行っていない場合

4 (略)

(臨時休業の届出等)

第十五条 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 銀行法第十五条第一項に規定する金庫の休日に、業務の全部又は一部を行う金庫の事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

第十四条 金庫（代理店の事務所を含む。）の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 (略)

3 金庫は、その事務所（代理店の事務所を含む。以下この条において同じ。）の所在地又は設置場所の特殊事情により、第一項に規定する業務取扱時間と異なる業務取扱時間とする必要がある場合（前項に該当する場合を除く。）には、当該事務所について業務取扱時間の変更をすることができる。

4 (略)

(臨時休業の届出等)

第十五条 (略)

2 銀行法第十六条第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 (略)

二 銀行法第十五条第一項に規定する金庫の休日に、業務の全部又は一部を行う金庫又はその代理店の事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 金庫又はその代理店の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

四 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者（法第八十九

条第三項において準用する銀行法第五十二条の六十一第二項の規定により信用金庫代理業者とみなされた金庫等（法第八十五条の三に規定する金庫等をいう。）を含む。次項において同じ。）において当該金庫のために行う信用金庫代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い金庫の業務の全部又は一部を休止する場合

3 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 金庫の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

二 当該金庫を所属信用金庫とする信用金庫代理業者の無人の営業所又は事務所において当該金庫のために行う信用金庫代理業に係る業務の全部又は一部を休止する場合

三 前項第二号又は第四号に該当する場合

四 （略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十六条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 事業の組織

ロ 理事及び監事の氏名及び役職名

ハ 事務所の名称及び所在地

二 当該金庫を所属労働金庫とする労働金庫代理業者に関する次

（新設）

3 銀行法第十六条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 金庫又はその代理店の無人の事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合

（新設）

二 前項第二号に該当する場合

三 （略）

（業務及び財産の状況に関する説明書類の縦覧等）

第十六条の二 銀行法第二十一条第一項前段に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一 金庫の概況及び組織に関する次に掲げる事項

イ 事業の組織

ロ 理事及び監事の氏名及び役職名

ハ 事務所の名称及び所在地

（新設）

に掲げる事項	(1) 当該労働金庫代理業者の商号又は名称及び所在地
(2) 当該労働金庫代理業者が当該金庫のために労働金庫代理業を行う営業所又は事務所の名称及び所在地	二 (略)
三 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの	イ (略)
ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 (13) から (16) までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)	(1)・(2) (略)
(3) 当期純利益又は当期純損失	(4)・(16) (略)
ハ (略)	四 (略)
五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項	イ・ハ (略)
ニ 自己資本の充実の状況について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項	ホ・チ (略)
2 (略)	

二 (略)	三 金庫の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの
イ (略)	ロ 直近の五事業年度における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項 (13) から (16) までに掲げる事項については、信託業務を営む場合に限る。)
(1)・(2) (略)	(3) 当期利益又は当期損失
(4)・(16) (略)	ハ (略)
四 (略)	五 金庫の直近の二事業年度における財産の状況に関する次に掲げる事項
イ・ハ (略)	ニ 自己資本 (基本的項目に係る細目を含む。) の充実の状況
ホ・チ (略)	2 (略)

第十六条の三 銀行法第二十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 当期純利益又は当期純損失

(4)・(6) (略)

三 金庫及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項

二 (略)

第十六条の五 金庫は、半期ごとに、法第九十四条において準用する銀行法第二十一条第四項に規定する預金者その他の顧客が当該金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち重要なもの（金融庁長官及び厚生労働大臣が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

第十六条の三 銀行法第二十一条第二項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 (略)

二 金庫及びその子会社等の主要な事業に関する事項として次に掲げるもの

イ (略)

ロ 直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）における主要な事業の状況を示す指標として次に掲げる事項

(1)・(2) (略)

(3) 当期利益又は当期損失

(4)・(6) (略)

三 金庫及びその子会社等の直近の二連結会計年度における財産の状況に関する次に掲げる事項

イ・ロ (略)

ハ 自己資本（基本的項目に係る細目を含む。）の充実の状況

二 (略)

(新規)

2| 労働金庫連合会は、四半期ごとに、法第九十四条において準用する銀行法第二十一条第四項に規定する預金者その他の顧客が当該金庫及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

（労働金庫代理業の許可の申請書の記載事項）

第十九条の二 銀行法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この号において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の内容

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を行う場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事業所の商号

（新設）

若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の内容

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、役員の役職名及び氏名並びに業務の内容

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第五条の二第二項に規定する親法人等をいう。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三 労働金庫代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該労働金庫代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 労働金庫代理業（法第八十九条の三第二項に規定する労働金庫代理業をいう。以下同じ。）を再委託するときは、当該再委託を受ける労働金庫代理業再委託者（銀行法第五十二条の五十八第二項に規定する労働金庫代理業再委託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

（労働金庫代理業の業務の内容及び方法）

第十九条の三 銀行法第五十二条の三十七第二項第二号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 取り扱う法第八十九条の三第二項各号に規定する契約の種類（預金の種類並びに貸付先の種類及び貸付けに係る資金の用途を含む）

（新設）

む。

二 取り扱う法第八十九条の三第二項各号に規定する契約の種類ごとに契約の締結の代理又は媒介のいずれを行うかの別（代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨）

三 労働金庫代理業の実施体制

2 前項第三号に規定する労働金庫代理業の実施体制には、銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他労働金庫代理業を適正かつ確実にを行うことにつき支障をおよぼす行為を防止するための体制及び次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

一 労働金庫代理行為（銀行法第五十二条の四十三に規定する労働金庫代理行為をいう。以下同じ。）に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して労働金庫代理業を行う場合 顧客が当該労働金庫代理業者と他の者を誤認することを防止するための体制

三 労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務以外の業務を行う場合 労働金庫代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

（許可申請書のその他の添付書類）

第十九条の四 銀行法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

（新設）

一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。）又はこれに代わる書面及び第十九条の七第四号に該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、役員の履歴書及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る。）の住民票の抄本又はこれに代わる書面、第十九条の七第五号に該当しないことを誓約する書面及び役員が第十九条の七第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該役員が誓約する書面

三 所属労働金庫（法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫をいう。以下同じ。）の委託を受けて労働金庫代理業を行うときは、当該所属労働金庫との間の労働金庫代理業に係る業務の委託契約書の案

四 労働金庫代理業再委託者の再委託を受けて労働金庫代理業を行うときは、当該労働金庫代理業再委託者との間の労働金庫代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該労働金庫代理業再委託者が当該再委託について所属労働金庫の許諾を得たことを当該所属労働金庫が誓約する書面

五 労働金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書類（労働金庫代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）

六 法人であるときは、許可の申請の日を含む営業年度若しくは事

業年度の前営業年度若しくは前事業年度の貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

七 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度の前営業年度又は前事業年度の監査報告書の写し

イ 株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律（昭和四十九年法律第二十二号。以下「商法特例法」という。）第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大会社 商法特例法第十三条第一項に規定する監査報告書

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けている法人当該公認会計士又は監査法人の監査報告書

八 個人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度の前事業年度の別紙様式第十一号により作成した財産に関する調査

九 労働金庫代理業開始後三営業年度又は三事業年度（個人の事業年度は、一月一日から同年十二月三十一日までとする。以下同じ。）における収支及び財産の状況の見込みを記載した書類

十 所属労働金庫（労働金庫代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該労働金庫代理業再委託者を含む。）が保証人の保証を徹す

るときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号及び第八号に規定する書類

十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び労働金庫代理業に関する組織図を記載した書面

十二 他に業務を行うときは、兼業業務（労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。）の内容内容及び方法を記載した書類

十三 労働金庫代理業の運営に関する社内規則

十四 労働金庫代理業を行う営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。）を記載した書類

十五 労働金庫代理業に係る業務が定款（これに準ずるものを含む。）の事業目的に定められていない場合にあっては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続きがあつたことを証する書面を含む。）

十六 前各号に掲げるもののほか銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書類

（委託契約書の案の記載事項）

第十九条の五 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

一 労働金庫代理業を行う営業所又は事務所の設置、廃止、位置変更に関する事項

（新設）

-
- 二 労働金庫代理業の内容（代理又は媒介の別を含む。第九号において同じ。）に関する事項
 - 三 労働金庫代理業の業務取扱日及び業務取扱時間に関する事項
 - 四 次に掲げる労働金庫代理業者の行為を禁ずる規定
 - イ 労働信用金庫の業務上の秘密又は取引先の信用に関する事項を所属労働金庫及び当該取引先以外の他者に漏らし、又は自己若しくは当該所属労働金庫及び当該取引先以外の他社のために利用する行為
 - ロ 銀行法第五十二条の四十五各号に掲げる行為
 - 五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する労働金庫代理業者の責任に関する事項
 - 六 労働金庫代理業の再委託に関する事項
 - 七 所属労働金庫による監督、監査又は報告徴収に関する事項
 - 八 契約の期間、更新及び解除に関する事項
 - 九 労働金庫代理業の内容並びに労働金庫代理業の業務取扱日及び業務取扱時間の店頭掲示に関する事項
 - 十 その他必要と認められる事項
- 2 前項の規定は、前条第四号に規定する労働金庫代理業再委託者と労働金庫代理業再受託者との間の労働金庫代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同項第四号中「労働金庫代理業者」とあるのは「労働金庫代理業再受託者」と、同項第六号中「再委託」とあるのは「再委託の禁止」と、同項第七号中「所属労働金庫」とあるのは「所属労働金庫及び
-

労働金庫代理業再委託者」と読み替えるものとする。

〔財産的基礎〕

第十九条の六 銀行法第五十二条の三十八第一項第一号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める基準は、第十九条の四第六号に規定する貸借対照表若しくはこれに代わる書面又は同条第八号に規定する財産に関する調書に計上された資産の合計額から負債の合計額を控除した額（次項及び次条において「純資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額以上であることとする。

- 一 法人 五百万円
- 二 個人 三百万円

2 次に掲げる者は、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する財産的基礎を有するものとみなす。

- 一 個人（純資産額が正の値である者に限る。）であつて所属労働金庫（当該個人が労働金庫代理業再委託者の再委託を受けて労働金庫代理業を行う場合は、当該労働金庫代理業再委託者を含む。）が労働金庫代理業に係る損害についての保証人（純資産額が前項各号に規定する額以上である者に限る。）の保証を徴している者その他の前項に規定する基準と同等以上の財産的基礎を有している者と認められる者

二 地方公共団体

（労働金庫代理業の許可の審査）

（新設）

第十九条の七 金融庁長官等は、法第八十九条の三第一項に規定する

(新設)

許可の申請があつた場合において、銀行法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするときは、次に掲げる事項に配慮するものとする。

一 個人又は法人（外国法人で国内に事務所を有しないものを除く。）であること

二 前条第一項又は第二項に該当し、かつ、労働金庫代理業開始後三営業年度又は三事業年度を通じて同条第一項又は第二項に該当すると見込まれること。

三 労働金庫代理業に関する能力を有する者の確保の状況、労働金庫代理業の業務運営に係る体制等に照らし、次に掲げる状況にあるなど十分な業務遂行能力を備えていると認められること。

イ 申請者が個人（二以上の事業所で労働金庫代理業を営む者を除く。）であるときは、その営む労働金庫代理業の業務に関する十分な知識を有する者であること。ただし、特別労働金庫代理行為（当座預金の受入れを内容とする契約の締結の代理若しくは媒介又は法第八十九条の三第二項第二号に掲げる行為（所属労働金庫が受け入れたその顧客の預金若しくは定期積金若しくは国債を担保として行う貸付契約に係るもの及び事業以外の用に供する資金に係る定型的な貸付契約であつてその契約の締結に係る審査に関与しないものを除く。）をいう。ロにおいて同じ。）を行う場合にあつては、次に掲げる特別労働金庫代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる要件を満たす者で

あること。

- (1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品（資金需要者に関する財務情報の機械的処理のみにより、貸付けの可否及び貸付条件が設定されることがあらかじめ決められている貸付商品をいい、貸付けの金額は一千万円を上限とする。）。
- ロ及び第六号ハ並びにニにおいて同じ。）であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合、資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務以外の業務を営まない場合を除く。）

- (2) 法第八十九条の三第二項第二号に掲げる行為を行わない場合、当座預金業務と資金の貸付け業務に併せて三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること

- (3) (1)及び(2)以外の場合、資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること

ロ 申請者が法人（二以上の事業所で労働金庫代理業を営む個人を含む。）であるときは、その営む労働金庫代理業の業務に係る法令等の遵守を確保する業務に係る責任者（当該労働金庫代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限る。）を当該業務を営む営業所又は事務所ごとに、当該責任者を指揮し法令

等の遵守の確保を統括管理する業務に係る統括責任者（当該労働金庫代理業の業務に関する十分な知識を有するものに限り。

）を主たる営業所又は事務所の当該業務を統括する部署に（主たる営業所又は事務所以外の営業所又は事務所において労働金庫代理業を営まない法人を除く。）、それぞれ配置していること。ただし、特別労働金庫代理行為を行う場合にあつては、うちそれぞれ一名以上は、次に掲げる特別労働金庫代理行為の内容の区分に応じそれぞれ次に掲げる者であることとする。

(1) 事業の用に供する資金に係る規格化された貸付商品であつてその契約の締結に係る審査に関与しない場合 資金の貸付け業務に一年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること（申請者が労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務以外の業務を営まない場合並びに申請者が保険会社その他金融庁長官が定めるものである場合を除く。）

(2) 法第八十九条の三第二項第二号に掲げる行為を行わない場合 当座預金業務と資金の貸付け業務に併せて三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること

(3) (1)及び(2)以外の場合 資金の貸付け業務に三年以上従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること

ハ 法第八十九条の三条第二項第一号及び第三号に規定する行為

を行う場合にあつては、オンライン処理その他の適切な方法により処理するなど労働金庫代理業の業務の態様に応じ必要な事務処理の体制が整備されていること。

ニ 労働金庫代理業に関する社内規則等を定め、これに基づく業務の運営の検証がされるなど法令等を遵守した運営が確保されると認められること。

ホ 人的構成、資本構成、組織等により、労働金庫代理業を的確に公正かつ効率的に遂行することについて支障が生じるおそれがあることを認められないこと。

四 申請者が個人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に扱われている者

ロ 破産者で復権を得ないもの又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者

ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）

（）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ニ 次に掲げるいずれかに該当する場合において、その取消の日（更新の拒否の場合にあつては、当該更新の拒否の処分がなされた日。へ及び次号イにおいて同じ。）前三十日以内にその法人の取締役若しくは執行役若しくはこれらに準ずる者又は日本における代表者（銀行法第四十七条第二項に規定する日本における代表者をいう。）であつた者でその取消の日から五年

を経過しない者

(1) 法第九十五条の規定により同法第六条の免許を取り消され、又は法第九十四条第一項及び第三項において準用する銀行法（以下この号において「準用銀行法」という。）第五十二条の五十六第一項の規定により法第八十九条の三第一項の許可を取り消された場合

(2) 銀行法第二十七条及び第二十八条の規定により同法第四条第一項の免許を取り消され、同法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、同法第五十二の三十四第一項の規定による同法第五十二条の十七第一項及び第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第五十二条の五十六第一項の規定により同法第五十二条の三十六第一項の許可を取り消された場合

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条及び第二十八条の規定により長期信用銀行法第四条第一項の免許を取り消され、同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の十五第一項の規定により同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消され、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二の三十四第一項の規定により長期信用銀行法第十六条の二の四第一項及び第三項ただし書の認可を取り消され、又は同法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定によ

り長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可を取り消された
場合

(4) 信用金庫法第八十九条第一項の規定により銀行法第四条の
免許を取り消され、又は信用金庫法第八十九条第三項におい
て準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により信
用金庫法第八十五条の二第一項の許可を取り消された場合

(5) 中小企業等協同組合法第百六条第四項若しくは協同組合に
よる金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀
行法第二十七条及び第二十八条の規定により解散を命ぜられ
、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一
項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定
により協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第一
項の許可を取り消された場合

(6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀
行法第五十二条の五十六第一項の規定により農業協同組合法
第九十二条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第九十
五条の二の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連
合会が解散を命ぜられた場合

(7) 水産業協同組合法第百二十一条第一項において準用する銀
行法第五十二条の五十六第一項の規定により水産業協同組合
法第百二十一条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第
百二十四条の二の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連
合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合

会が解散を命ぜられた場合

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消され、又は同法第八十六条第二項の規定により解散を命ぜられた場合

(9) 貸金業の規制等に関する法律（昭和五十八年法律第三十二号）第六条第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、又は同法第三十七第一項の規定により第三条第一項の登録を取り消された場合

(10) 法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法又は貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている(1)から(9)までに規定する免許、許可、認可若しくは登録（当該免許、許可、認可若しくは登録に類するその他の行政処分を含む。以下この号、次号イにおいて同じ。）と同種類の免許、許可、認可若しくは登録を取り消され、又は当該免許、許可、認可若しくは登録の更新を拒否された場合

ホ 準用銀行第五十二条の五十六第一項（長期信用銀行法第十七条、信用金庫法第八十九条第三項、労働金庫法第九十四条第三項、協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項、農業協同組合法第九十二条の四第一項、水産業協同組合法第百

二十一条の四第一項及び農林中央金庫法第九十五条の四第一項の規定により準用する場合を含む。）の規定により銀行法第五十六条の三十六第一項の許可、長期信用銀行法第十六条の五第一項の許可、信用金庫法第八十五条の二第一項の許可、労働金庫法第八十九条の三第一項、協同組織による金融事業に関する法律第六条の三第一項の許可、農業協同組合法第九十二条の二第一項の許可、水産業協同組合法第二百二十四条の二第一項の許可若しくは農林中央金庫法第九十五条の二第一項の許可を取り消された場合、銀行法第五十二条の十五第一項の規定による同法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合、長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の九第一項若しくは第二項ただし書の認可を取り消された場合又は貸金業の規制等に関する法律第六条の第一項の規定により同法第三条第一項の登録の更新を拒否され、若しくは同法第三十七条第一項の規定により第三条第一項の登録を取り消された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ヘ 法に相当する外国の法令の規定により当該外国において受けている法第八十九条の三第一項と同種類の許可を取り消され、又は当該許可の更新を拒否された場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ト 次の掲げる者であつて、その処分を受けた日から五年を経過しない者

(1) 法第九十五条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事、又は準用銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(2) 銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくはこれらに類する職にある者若しくは日本における代表者、又は同法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(3) 長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第二十七条若しくは同法第五十二条の三十四第一項の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役これらに類する職にある者、又は長期信用銀行法第十七条において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(4) 信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事、又は信用金庫法第八十九条第三項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(5) 協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第二十七条の規定により解任を命ぜられた理事若しくは監事、又は協同組合による金融事業に関する法律第六条の五第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員

(6) 農業協同組合法第九十二条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員、又は農業協同組合法第九十五条第二項の規定により農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が改選を命ぜられた役員

(7) 水産業協同組合法第二百一条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員、又は水産業協同組合法第二百二十四条第二項の規定により漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が改選を命ぜられた役員

(8) 農林中央金庫法第九十五条の四第一項において準用する銀行法第五十二条の五十六第二項の規定により解任を命ぜられた役員、又は農林中央金庫法第八十六条の規定により解任を命ぜられた理事、経営管理委員若しくは幹事

(9) 法、銀行法、長期信用銀行法、労働金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合法、水産業協同組合法、農林中央金庫法若しくは貸金業の規制等に関する法律に相当する外国の法令の規定により解任を命ぜられた取締役若しくは執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者

升
法、銀行法、長期信用銀行法、信用金庫法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、農業協同組合

法、水産業協同組合法、農林中央金庫法、貸金業の規制等に関する法律若しくは出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和二十九年法律第百九十五号）又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

五

申請者が法人であるときは、次のいずれにも該当しないこと。

イ 第四号ニ(1)から(10)までのいずれかに該当する場合において、その取消しの日から五年を経過しない者

ロ 前号チに規定する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その刑の執行を終わり、又はその刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者

ハ 役員のうち前号イからチまでのいずれかに該当する者のある者

六

銀行法第五十二条の三十八第一項第三号に規定する他に業務を行うことによりその労働金庫代理業を適正かつ確実に行うことに支障を及ぼすおそれについては、次に掲げる要件のいずれにも該当しないこと。

イ 兼業業務の内容が法令に抵触するものであること。

ロ 兼業業務の内容が労働金庫代理業者としての社会的信用を損なうおそれがあること。

ハ 労働金庫代理業の内容が、事業の用に供するための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介（所属労働金庫が受け入れたその顧客の預金若しくは定期積金若しくは国債を担保として行う契約に係るもの及び規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査に關与しないものを除く。）であることその他の兼業業務における顧客との間の取引關係に照らして、所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものであること（申請者が保険会社その他金融庁長官が定める者である場合を除く。）。

ニ 主たる兼業業務の内容が資金の貸付け、手形の割引、債務の保証又は手形の引受その他の信用の供与を行う業務（所属労働金庫と労働金庫代理業者の利益が相反する取引が行われる可能性があると認められるものを除く。）であるときは、労働金庫代理業として行う法第八十九条の三第二項第二号に掲げる行為（所属労働金庫が受け入れたその顧客の預金若しくは定期積金若しくは国債を担保として行う契約に係るものを除く。）の内容及び方法が、次に掲げる要件に該当していないこと。

(1) 貸付資金で購入する物品又は物件を担保として行う貸付契約に係るものであること（事業の用に供するための資金に係るものを除く。）。

(2) 規格化された貸付商品であつて当該契約の締結に係る審査

に|関与するものでないこと。

(3)| 兼業業務において信用の供与を行つてゐる顧客に対し、労働金庫代理業に係る資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うときは、あらかじめ顧客の書面による同意を得て、所属労働金庫に対し、兼業業務における信用の供与の残高その他の所属労働金庫が契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げることとしてゐること。

ホ| 兼業業務による取引上の優越的地位を不当に利用して、労働金庫代理業に係る顧客の保護に欠ける行為が行われるおそれがあると認められること。

ヘ| その他労働金庫代理業の内容に照らして兼業業務を行うことが顧客の保護に欠け、又は所属労働金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼす行為が生じるおそれがあると認められること。

(労働金庫代理業の許可の予備審査)

第十九条の八| 法第八十九条の三第一項の規定による労働金庫代理業の許可を受けようとする者は、銀行法第五十二条の三十七に定めるところに準じた書類を金融庁長官等に提出して予備審査を求めることができる。

(変更の届出)

第十九条の九| 銀行法第五十二条の三十九第一項及び第二項の規定により届出を行う労働金庫代理業者は、別表第二上欄に掲げる区分に

(新設)

(新設)

より、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

(標識の様式)

第十九条の十 銀行法第五十二条の四十第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める様式は、別紙様式第十二号に定めるものとする。

(兼業の承認の申請等)

第十九条の十一 労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十二条第一項の規定による兼業業務の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 兼業業務の内容及び方法を記載した書類

三 その他参考となるべき事項を記載した書類

2 前項第二号に規定する兼業業務の内容及び方法を記載した書類は、労働金庫代理業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすおそれがないことが明確となるよう記載しなければならない。

3 金融庁長官等は、第一項の規定による承認の申請があつたときは、第十九条の七第六号に掲げる事項に該当しないときに限り、承認しないことができるものとする。

(分別管理)

第十九条の十二 労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十三の規定に基づき、管理場所を区別することその他の方法により労働金

(新設)

(新設)

(新設)

庫代理行為に関して顧客から交付を受けた金銭その他の財産が自己の固有財産であるか、又はどの所属労働金庫に係るものであるかが直ちに判別できる状態で管理しなければならない。

（明示事項）

第十九条の十三 銀行法第五十二条の四十四第一項第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 所属労働金庫が二以上ある場合は、顧客が締結しようとする銀行代理行為に係る契約につき顧客が支払うべき手数料と、当該契約と同種の契約につき他の所属労働金庫に支払うべき手数料が異なるときは、その旨

二 所属労働金庫が二以上ある場合は、顧客が締結しようとする労働金庫代理行為に係る契約と同種の契約を他の所属労働金庫が取り扱っているときは、その旨

三 労働金庫代理行為に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受けるときは、当該交付を受けることについての所属労働金庫からの権限の付与がある旨

四 所属労働金庫が二以上ある場合は、顧客の取引の相手方となる所属労働金庫の名称

（労働金庫代理業者の預金者等に対する情報の提供）

第十九条の十四 第十一条の三の規定は、銀行法第五十二条の四十四第二項の規定による労働金庫代理業者が預金者等に対する情報の提供について準用する。

（新設）

（新設）

(預金等との誤認防止)

第十九条の十五 労働金庫代理業者は、金融商品の販売（金融商品の販売等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第二条第一項に規定する金融商品の販売をいい、同項第一号に掲げる行為を除く。第四項及び第五項において同じ。）又はその代理若しくは媒介を行う場合には、業務の方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえ、顧客に対し、書面の交付その他の適切な方法により、預金等との誤認を防止するための説明を行わなければならない。

2| 労働金庫代理業者は、前項に規定する説明を行う場合には、次に掲げる事項を説明するものとする。

一 預金等ではないこと。

二 預金保険法第五十三条に規定する保険金の支払の対象とはならないこと。

三 元本の返済が保証されていないこと。

四 契約の主体その他預金等との誤認防止に関し参考となると認められる事項

3| 労働金庫代理業者は、労働金庫代理行為を行う営業所又は事務所の窓口には、労働金庫代理行為を行う旨を顧客の目につきやすいように掲示しなければならない。

4| 第一項及び第二項の規定は、労働金庫代理行為を行わない窓口については、適用しない。

5| 労働金庫代理業者は、顧客対し、その営業所又は事務所の労働金庫代理行為を行わない窓口を労働金庫代理行為を行う窓口と誤認さ

(新設)

せないための措置を講じなければならない。

（他の所属労働金庫の同種の契約に係る情報提供）

第十九条の十六 労働金庫代理業者は、第十九条の十三第二号に規定する事項を明らかにしたときは、顧客の求めに応じ、他の所属労働金庫の同種の契約の内容その他顧客に参考となるべき情報の提供を行わなければならない。

（個人顧客情報の取扱い）

第十九条の十七 第十一条の五の四から第十一条の五の六までの規定は、労働金庫代理業者について準用する。

（顧客情報の使用に係る書面による同意等）

第十九条の十八 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業において取り扱う顧客に関する非公開金融情報（その役員又は使用人が職務上知り得た顧客の預金、為替取引又は資金の借入れに関する情報その他の顧客の金融取引又は資産に関する公表されていない情報（前条において準用する第十一条の五の五に規定する情報及び前条において準用する第十一条の五の六に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく労働金庫代理業以外の業務（保険募集に係る業務を除く。）に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

2| 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務以外の業務において取り扱う顧客に関する非公開情報（そ

（新設）

（新設）

（新設）

の労働金庫代理業以外の業務上知り得た公表されていない情報（前条において準用する第十一条の五の五に規定する情報及び第十九条の十七において準用する第十一条の五の六に規定する特別の非公開情報を除く。）をいう。次項において同じ。）が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務に利用されないことを確保するための措置を講じなければならない。

3| 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業及び労働金庫代理業に付随する業務以外の業務（保険募集に係る業務を除く。）において取り扱う顧客に関する非公開情報が、事前に書面その他の適切な方法により当該顧客の同意を得ることなく所属労働金庫に提供されないことを確保するための措置を講じなければならない。

（労働金庫代理業者の密接関係者）

第十九条の十九 銀行法第五十二条の四十五第三号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める労働金庫代理業者と密接な関係を有する者は、当該労働金庫代理業者の所属労働金庫の特定関係者（銀行法第十三条の二第一項に規定する特定関係者をいい、当該労働金庫代理業者の子会社を除く。）とする。

（所属労働金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないもの）

第十九条の二十 銀行法第五十二条の四十五第四号に規定する所属労働金庫の業務の健全かつ適切な遂行に支障を及ぼすおそれがないものとして内閣府令・厚生労働省令で定めるものは、所属労働金庫が

（新設）

（新設）

銀行法第十三条の二ただし書の規定による承認を受けた取引又は行為に係るものとする。

（労働金庫代理業に係る禁止行為）

第十九条の二十一 銀行法第五十二条の四十五第五号に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- 一 顧客に対し、法第八十九条の三第二項各号に規定する契約に関する事項であつてその判断に影響を及ぼすこととなる重要なものについて告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為
- 二 顧客に対し、不当に、自己又は自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、法第八十九条の三第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介をする行為（銀行法第五十二条の四十五第三号に掲げるものを除く。）
- 三 顧客に対し、労働金庫代理業者としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為
- 四 顧客に対し、不当に、法第八十九条の三第二項各号に規定する契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、自己又は自己の指定する事業者と取引をする行為
- 五 顧客に対し、兼業業務における取引上の優越的地位を不当に利用して、労働金庫代理業に係る取引の条件又は実施について不利益を与える行為
- 六 所属労働金庫に対し、労働金庫代理行為に係る契約の締結の判断に影響を及ぼすこととなる重要な事項を告げず、又は虚偽のこ

（新設）

とを告げる行為

（特定労働金庫代理行為）

第十九条の二十二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める預金とは、当座預金とする。

（特定労働金庫代理業者の業務取扱時間等）

第十九条の二十三 特定労働金庫代理業者（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者をいう。第三項及び次条第二項において同じ。）の業務取扱時間は、午前九時から午後三時までとする。

2 前項の業務取扱時間は、業務の都合により延長することができる。

3 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為（銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理行為をいう。以下この項及び次条において同じ。）を行わない営業所又は事務所（特定労働金庫代理行為を行う営業所又は事務所の当該特定労働金庫代理行為を行う施設以外の施設を含む。）の業務取扱時間については、第一項の規定は適用しない。

4 労働金庫代理業者は、労働金庫代理業を行う営業所又は事務所ごとに、公衆の見やすい場所に、休日及び業務取扱時間を掲示しなければならない。

（特定労働金庫代理業者の臨時休業の届出等）

第十九条の二十四 銀行法第五十二条の四十七の規定により届出を行

（新設）

（新設）

（新設）

う特定労働金庫代理業者は、次の各に掲げる事項を記載した届出書を金融庁長官等に提出しなければならない。

一 特定労働金庫代理行為に係る業務の全部又は一部を休止する営業所又は事務所の名称及び所在地

二 休止の理由

三 休止期間

四 業務再開予定日又は業務再開日

五 銀行法第五十二条の四十七の規定による揭示の方法

2 銀行法第五十二条の四十七に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 法第九十五条又は銀行法第二十六条第一項の規定により所属労働金庫が業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

二 銀行法第五十二条の四十六第一項に規定する特定労働金庫代理業者の休日に、特定労働金庫代理行為に係る業務の全部又は一部を行う特定労働金庫代理業者の営業所又は事務所において、当該休日における現金自動支払機等による業務の全部又は一部を休止する場合

三 特定労働金庫代理業者の特定労働金庫代理行為に係る業務を行う無人の営業所又は事務所においてその業務の全部又は一部を休止する場合（前号に該当する場合を除く。）

四 銀行法第五十二条の五十六第一項の規定により特定労働金庫代理行為に係る業務の全部又は一部の停止を命ぜられた場合

〔所属労働金庫の廃業等の揭示〕

第十九条の二十五 労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十八の規定による揭示をするときは、所属信用金庫から通知を受けた内容及び当該所属労働金庫における預金又は定期積金その他その行う労働金庫代理業に係る取引の処理の方針を示すものとする

〔労働金庫代理業に関する帳簿書類〕

第十九条の二十六 労働金庫代理業者は、銀行法第五十二条の四十九の規定により、労働金庫代理業の処理及び計算を明らかにするため、次の各号に定める帳簿書類を所属労働金庫ごとに作成し、当該各号に定める期間保存しなければならない。

- 一 総勘定元帳 作成の日から五年
- 二 労働金庫代理勘定元帳 作成の日から十年間
- 三 労働金庫代理業に係る顧客に対して行つた法第八十九条の三第二項各号に規定する契約の締結の媒介の内容を記録した書類 当該媒介を行つた日から五年間

〔労働金庫代理業に関する報告書の様式等〕

第十九条の二十七 銀行法第五十二条の五十第一項の規定による労働金庫代理業に関する報告書は、労働金庫代理業者が個人である場合においては別紙様式第十三号により、法人である場合においては別紙様式第十四号により、それぞれ作成し、個人にあつては別紙様式第十三号により作成した財産に関する調書及び収支の状況を記載した書面を、法人にあつては貸借対照表及び損益計算書又はこれらに代わる書面を、それぞれ添付して、営業年度又は事業年度経過後三

（新設）

（新設）

（新設）

月以内に金融庁長官等に提出しなければならない。

2| 労働金庫代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間内に労働金庫代理業に関する報告書の提出をすることができない場合には、あらかじめ金融庁長官（令第十条の二の規定により当該労働金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあっては、福岡財務支局長）が当該労働金庫代理業に関する報告書を受け、当該提出を延期することができる。

3| 労働金庫代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4| 金融庁長官等は前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした労働金庫代理業者が第二項の規定による提出の延期をすることについてやむを得ないと認められる理由があるかどうかを審査するものとする。

5| 金融庁長官等は、その許可をした労働金庫代理業者の直前営業年度又は直前事業年度に係る労働金庫代理業に関する報告書のうち、顧客の秘密を害するおそれの事項又は当該労働金庫代理業者の業務の遂行上不当な不利益を与えるおそれのある事項を除き顧客の保護に必要と認められる部分を、金融庁（令第十条の二の規定により当該労働金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にある場合にあ

つては、福岡財務支局長）が当該報告書を受理する場合にあつては、当該労働金庫代理者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄区域とする財務局又は福岡財務支局）に備え置き、公衆の縦覧に供するものとする。

（所属労働金庫の説明書類の縦覧）

第十九条の二十八 労働金庫代理業者は、その所属労働金庫が銀行法第二十一条第一項及び第二項の規定により作成する書類（以下この項及び次項において「縦覧書類」という。）の縦覧を、当該所属労働金庫の事業年度経過後四月以内に開始し、当該事業年度の翌事業年度に係るそれぞれの縦覧書類の縦覧を開始するまでの間、公衆の縦覧に供しなければならない。

2| 労働金庫代理業者は、やむを得ない理由により前項に規定する期間までに縦覧書類の縦覧を開始できない場合には、あらかじめ金融庁長官（金融庁長官の指定する労働金庫代理業者以外の労働金庫代理業者にあつては、当該労働金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長（当該所在地が福岡財務支局の管轄区域内にあつては、福岡財務支局長））の承認を受けて、当該縦覧の開始を延期することができる。

3| 労働金庫代理業者は、前項の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

4| 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした労働金庫代理業者が第一項の規定による縦覧の開始

（新設）

を延期することについてやむを得ない理由があるかどうかを審査するものとする。

（廃業等の届出）

第十九条の二十九 銀行法第五十二条の五十二の規定により届出を行う者は、別表第三上欄に掲げる区分により、同表中欄に定める事項を記載した届出書及び同表下欄に定める添付書類を、金融庁長官等に提出しなければならない。

（許可の効力に係る承認の申請等）

第十九条の三十 法第八十九条の三第一項の許可を受けた者は、銀行法第五十二条の五十七第三号の規定による承認を受けようとするときは、承認申請書に理由書を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

2 金融庁長官等は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 法第八十九条の三第一項の許可を受けた日から六月以内に労働金庫代理業を開始することができないことについてやむを得ないと認められる理由があること。

二 合理的な期間内に労働金庫代理業を開始することができると思込まれること。

三 当該許可の際に審査の基礎となつた事項について労働金庫代理業の開始が見込まれる時期までに重大な変更がないと見込まれること。

（新設）

（新設）

（所属労働金庫による労働金庫代理業者の業務の適切性等を確保するための措置）

第十九条の三十一 所属労働金庫は、労働金庫代理業者の労働金庫代

理業に係る業務の健全かつ適切な運営を確保するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 労働金庫代理業者及びその労働金庫代理業の従事者に対し、労働金庫代理業に係る業務の指導、労働金庫代理業に関する法令等を遵守させるための研修の実施等の措置

二 労働金庫代理業者における労働金庫代理業に係る業務の実施状況を、定期的、又は必要に応じて確認すること等により、労働金庫代理業者が当該労働金庫代理業の業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、労働金庫代理業者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置

三 労働金庫代理業の業務の健全かつ適切な運営を確保するため必要があるときには、労働金庫代理業者との間の委託契約及び労働金庫代理業再委託者と労働金庫代理業再受託者との間の再委託契約の内容を変更し、又は解除することができるための措置

四 労働金庫代理業者が行う法第八十九条の三第二項第二号に規定する行為について、必要に応じて自らが審査を行うための措置

五 労働金庫代理業者に所属労働金庫から顧客に関する情報を不正に取得させないなど顧客情報の適切な管理を確保するための措置

六 所属労働金庫の名称、労働金庫代理業者であることを示す文字及び当該労働金庫代理業者の商号又は名称を店頭に掲示させるた

（新設）

めの措置

七 労働金庫代理業者の営業所又は事務所における労働金庫代理業に係る業務に関し犯罪を防止するための措置

八 労働金庫代理業者の労働金庫代理業を行う営業所又は事務所の廃止にあつては、当該営業所又は事務所の顧客に係る取引が所属労働金庫の事務所、他の金融機関、他の労働金庫代理業者などへ支障なく引き継がれるなど当該営業所又は事務所の顧客に著しい影響を及ぼさないための措置

九 労働金庫代理業者の労働金庫代理業に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

2 前項（第四号及び第八号を除く。）の規定は、労働金庫代理業再委託者が労働金庫代理業再委託者の業務の健全かつ適切な運営を確保するために講じなければならない措置について準用する。この場合において、前項の規定中「労働金庫代理業者」とあるのは「労働金庫代理業再委託者」と、「労働金庫代理業」とあるのは「再委託を受けて行う労働金庫代理業」と読み替えるものとする。

（労働金庫代理業者の原簿の記載事項）

第十九条の三十二 所属労働金庫は、当該所属労働金庫に係る労働金庫代理業者に関し、銀行法第五十二条の六十第一項の原簿（以下この条において「原簿」という。）に、次に掲げる事項を記載しなければならぬ。

- 一 労働金庫代理業者の商号、名称又は氏名
- 二 労働金庫代理業者が法人であるときは、その役員の氏名

（新設）

三 労働金庫代理業の内容

四 労働金庫代理業を行う営業所又は事務所の名称又は所在地

五 法第八十九条の三第一項の許可を受けた年月日

2 前項各号に掲げるもののほか、当該所属労働金庫に係る労働金庫代理業者が次の各号に掲げる区分に該当する場合には、当該各号に掲げる事項を原簿に記載しなければならない。

一 労働金庫代理業再委託者 当該労働金庫代理業再委託者が再委託を行う労働金庫代理業再委託者に係る前項各号に掲げる事項

二 労働金庫代理業再受託者 当該労働金庫代理業再受託者が再委託を受ける労働金庫代理業再委託者に係る前項各号に掲げる事項

3 銀行法第五十二条の六十第一項に規定する内閣府令・厚生労働省令で定める事務所は、次に掲げる事務所とする。

一 所属労働金庫の無人の事務所

二 所属労働金庫が労働金庫連合会である場合にあつては、当該所属労働金庫の外国に所在する事務所

(書類の経由)

第二十一条 金庫（一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を除く。）は、法、令又はこの命令の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出する免許に関する申請書のうち内閣総理大臣に提出するものを、金融庁長官を経由して提出しなければならない。

2 労働金庫代理業者は、申請書、労働金庫代理業に関する報告書その他この命令に規定する書類（以下この条において「申請書等」と

(書類の経由)

第二十一条 金庫（一の都道府県の区域を越えない区域を地区とする労働金庫を除く。）は、法、令又はこの命令の規定により内閣総理大臣及び厚生労働大臣に提出する免許に関する申請書のうち内閣総理大臣に提出するものを、金融庁長官を経由して提出しなければならない。

(新設)

いう。)を金融庁長官及び厚生労働大臣に提出するときは、当該労働金庫理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務局長(当該所在地が福岡財務支局の管轄区域(財務事務所の管轄区域を除く。))内にある場合にあつては福岡財務支局長とし、当該所在地が財務事務所の管轄区域内にある場合にあつては当該財務事務所长とする。)を経由して提出しなければならない。ただし、令第十条の二第四項の規定により金融庁長官が指定するものその他の金融庁長官が別に定めるものに係る申請書等については、この限りでない。

3 労働金庫代理業者は、申請書等を財務局長又は福岡財務支局長に提出するときは、当該労働金庫代理業者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する財務事務所长がある場合にあつては、当該財務事務所长を経由して提出しなければならない。

(予備審査等)

第二十二条 金庫又は労働金庫代理業者は、法の規定による認可又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認を受けようとするときは、当該認可又は承認の申請をする際に金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出して予備審査を求めることができる。

2 金庫は、法の規定による認可又は銀行法第五十二条の四十二第一項の承認の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、その旨を申請書に記載して、その添付を省略することができる。

(新設)

(予備審査等)

第二十二条 金庫は、法の規定による認可を受けようとするときは、当該認可の申請をする際に金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出すべき書類に準じた書類を金融庁長官及び厚生労働大臣等に提出して予備審査を求めることができる。

2 金庫は、法の規定による認可の申請をする際に申請書に添付すべき書類について、前項の規定による予備審査の際に提出した書類と内容に変更がない場合には、その旨を申請書に記載して、その添付を省略することができる。

る。 (標準処理期間) 第二十三条 内閣総理大臣及び厚生労働大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣等は、法、令又はこの命令の規定による免許、許可、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、労働金庫が内閣総理大臣及び厚生労働大臣若しくは金融庁長官及び厚生労働大臣に対してする申請又は令第十条の二第一項の規定により財務局長又は福岡財務支局長が行う認可等のうち、他の財務局（福岡財務支局を含む。）の管轄区域に影響を及ぼすと認められる認可等に対する処分は、二月以内にすることが努めるものとする。 2 (略)	(標準処理期間) 第二十三条 内閣総理大臣及び厚生労働大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣等は、法、令又はこの命令の規定による免許、認可又は承認に関する申請（予備審査に係るものを除く。）がその事務所に到達してから一月以内に、当該申請に対する処分をするよう努めるものとする。ただし、労働金庫が内閣総理大臣及び厚生労働大臣又は金融庁長官及び厚生労働大臣に対してする申請に対する処分は、二月以内にすることが努めるものとする。 2 (略)
--	---